

8 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、下記の点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

○いじめの早期発見に関する取組に関すること。

○いじめの再発を防止するための取組に関すること。

9 個人情報等の取扱い

(1) 個人情報等の取扱い

調査によって確認された事実関係は、関係する児童やその保護者への継続的な支援、指導、助言などに活用すると共に、重大事態に至った要因や経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再発することのないよう、指導の改善に活用するようにする。

(2) 資料の保管

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童が中学校を卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を5年とする。

(令和7年3月 改訂)